

指定通所介護（宿泊サービス） 運営規定

医療法人 光風会
さくらの里 デイサービス

通所介護（宿泊サービス） 運営規程

医療法人光風会 さくらの里 デイサービス

第1条（事業の目的）

さくらの里デイサービスが行う指定通所介護事業以下、（「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という。）が、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態にある高齢者（以下、「利用者」という。）に対し適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

従業者は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な介護及び機能訓練を行う。

- 2 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 3 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称等）

事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 さくらの里 デイサービス
- (2) 所在地 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊3 4 4 番地1

第4条（従業者の職種、員数及び職務の内容）

宿泊サービスの従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者1名
宿泊サービス従業者の管理を行うとともに当該従業者に対し、宿泊サービスの事業に関する基準その他関係法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
また、指定居宅介護支援事業者等との情報連携や宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握を行う。
- (2) 介護職員又は看護職員
 - ・ 宿泊サービス提供日ごとにサービス提供時間帯を通じて常時1名以上。
 - ・ 宿泊サービス従業者は、利用者の食事、就寝、起床等の介助及び援助を行う。
- (3) 緊急時対応職員
サービス提供時間帯を通じ、職員の緊急連絡体制を整備し、緊急時の対応を図る。

第5条（サービス提供日及びサービス提供時間）

宿泊サービスのサービス提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。

- (1) サービス提供日 毎週月曜日から金曜日とする（祝日も営業）
但し、1月1日～1月2日は。休日とする。
- (2) サービス提供時間は、午後5時から午前9時までとする。

第6条（利用定員）

宿泊サービス事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 定員2名

第7条（宿泊サービスの内容）

宿泊サービスの内容は、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

- (1) 食事の提供
- (2) 健康状態の確認
- (3) 就寝・起床・排泄等の介助
- (4) その他日常生活に必要な援助及び介助
- (5) 送迎（利用日以外）

第8条（宿泊サービスの利用料）

宿泊サービスを提供した場合の利用料は以下のとおりとする。

- (1) 宿泊料は1泊2,500円を徴収する
- (2) 食費は夕食550円、朝食450円
- (3) おむつ代は、120円を徴収する
- (4) 利用日以外の事業に要した送迎費用は1キロ150円を徴収する
- (5) その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は実費を徴収する。

第9条（緊急時における対応方法）

宿泊サービスの提供時間中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治の医師又は、あらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。

- 2 宿泊サービスの提供時間中に事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、名護市（但し屋我地地区、中山地区のみ）国頭郡今帰仁村、本部町の区域とする。

第11条（非常災害対策）

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行い、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- ①防火管理者には宿泊サービス管理者を充てる。
- ②火元責任者には事業所主任を充てる。非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼す

る。

- ③非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ④火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑤防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- ⑥防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - 1) 利用者を含めた総合避難訓練・・・年1回以上
 - 2) 非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

第12条（記録の整備）

宿泊サービス事業所は、利用者に対するサービス提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

第13条（秘密の保持）

宿泊サービス事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びその後見人又はご家族の秘密をもらしてはならない。また、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

第14条（苦情処理の体制）

宿泊サービス事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口、苦情処理委員会を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 宿泊サービス事業所は提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

第15条（衛生管理等）

宿泊サービス事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 宿泊サービス事業所は、感染症が発生し、又まん延しないように感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のために指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

第16条（身体拘束等）

宿泊サービス事業所は、原則として利用者に対し、身体拘束を廃止する。、但し、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

第17条（虐待防止に関する事項）

宿泊サービス事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のための次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための職員に対する研修は年1回以上実施。

(4) 前号3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 2 宿泊サービス事業所は、利用者及び家族からの虐待に関する相談や利用者からの市町村への虐待の届出に適切に対応する。またサービス提供中に、職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第18条（契約書の作成）

サービスを提供するにあたって本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名を受けることとする。

第19条（従業者の質の確保）

宿泊サービス事業所は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

定期法人内研修及びその他、関係機関、関係団体の主催する研修で管理者が必要と認める研修

第20条（その他運営についての重要事項及び留意事項）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は開設法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和8年2月1日より施行する。